

栃木労働局「今月(8月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ  
> 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

目的や内容で探す



## ① 仕事と育児・介護の両立支援制度等に関する特別相談窓口を設置しました！

来年4月から段階的に施行される「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」の改正を踏まえ、7月3日より「仕事と育児・介護の両立支援制度等に関する特別相談窓口」を設置しています。

仕事と育児・介護の両立に悩みをお持ちの方やお困りの方は特別相談窓口をご利用ください。特に、中小企業事業主の皆さん、女性労働者に限らず男性労働者の皆さん、パートタイム労働者や有期雇用労働者などの非正規雇用労働者の皆さんからの相談も受け付けています。

就業規則等の改正が必要ですが、詳しい内容(政省令で定められます)や説明会等については、今後決定する予定です。



特別相談窓口 栃木労働局雇用環境・均等室 TEL : 028-633-2795

## ② 令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります！

令和7年4月以後に育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、保育所等への入所ができなかっただけでは延長は認められません。速やかな職場復帰のために保育利用を申し込んでいたことについてハローワークの確認を受けることが必要になります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564\\_00040.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html)



## ③ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定を目指しましょう！

くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定

- 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定を受けることができます。
- 認定を受けることで子育てサポート企業であることをPRできます。また、公共調達の加点評価等を受けることができます。



プラス認定、特例プラス認定

- 不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業を認定する制度です。
- くるみんやプラチナくるみん制度にプラスして、不妊治療と仕事との両立をサポートする企業であることをPRできます。

ぜひ認定取得を目指しましょう！！

詳しくはこちら



【問合せ】 栃木労働局雇用環境・均等室 TEL : 028-633-2795

## ④ 労働保険電子申請アドバイザーが活用できます！（無料）

○**無料**で労働保険電子申請の初期設定をお手伝いします。  
訪問・オンラインにより**アドバイザー**を活用して、労働保険電子申請の初期設定をすることができます。



労働保険の申請は、**カンタン・**  
**便利な電子申請**で！

- ★ **いつでもどこでも手続き可能！**
- ★ **簡単・スピーディに申請！**
- ★ **ムダな時間やコストも削減！**

## ⑤ 転倒災害急増中！

転倒による労働災害が**昨年を上回るペース**で増加しています。  
転倒災害は、労働災害の中で最も多く、**全体の約30%**を占めており、  
このうちの**55%**が**1か月以上の休業**を余儀なくされています。  
栃木労働局では、栃木県理学療法士会のご協力のもと転倒予防に必要な、「体力・筋力」の維持向上に効果的な体操動画『**ころばNice（ないっす）とちぎ**』を作成いたしました。  
ぜひ、この体操を実践し、安全で健康な毎日を送りましょう！



## ⑥ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

**人への投資促進コース**・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の**定額制訓練**、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

**事業展開等リスクリング支援コース**・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】 栃木労働局助成金事務センター TEL028-614-2263



## ⑦ 令和6年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられました

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。法定雇用率は今後も段階的に引き上げられます。

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<b>2.5%</b>	⇒	<b>2.7%</b>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<b>40.0人以上</b>		<b>37.5人以上</b>

**令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。**

